政令第百七十六号

保険法の施行期日を定める政令

内閣は、保険法（平成二十年法律第五十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

保険法の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。

法務大臣　森　英介
内閣総理大臣　麻生　太郎

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年七月三日
内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百七十七号

特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第三十八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十条に次の一号を加える。

三　株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二条の三第一項の規定に基づき発行する国債

附　則

この政令は、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十七号）の施行の日から施行する。

財務大臣　与謝野　馨
内閣総理大臣　麻生　太郎

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年七月三日
内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百七十八号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第六十八号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年七月六日とする。

内閣総理大臣　麻生　太郎
財務大臣　与謝野　馨

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十一年七月三日
内閣総理大臣　麻生　太郎

政令第百七十九号

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成二十一年法律第六十八号）の施行に伴い、この政令を制定する。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第三十八条第三項」を「第三十八条第三項第一号」に、「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第三項第一号」に改める。

附　則

この政令は、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年七月六日）から施行する。

内閣総理大臣　麻生　太郎
財務大臣　与謝野　馨

府　令

○内閣府令第四十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条第二号及び第四十三条の三第一項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年七月三日

内閣総理大臣　麻生　太郎

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九十四条第一項第二号中「第百四十三条第一項第四号」を「第百四十三条第一項第二号ニ」に改める。

第百二十三条第一項第二十一号の次に次の二号を加える。

二十一の二　顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ⑴に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として通貨関連デリバティブ取引（通貨関連市場デリバティブ取引、通貨関連店頭デリバティブ取引又は通貨関連外国市場デリバティブ取引をいう。以下この号及び次号において同じ。）を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。以下この号において同じ。）がその計算において行った通貨関連デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額が、当該顧客との間であらかじめ約した計算方法により算出される額に達する場合に行うこととする通貨関連デリバティブ取引の決済（次号において「ロスカット取引」という。）を行うための十分な管理体制を整備していない状況

二十一の三　通貨関連デリバティブ取引について、ロスカット取引を行っていないと認められる状況

第百二十三条に次の三項を加える。

3　第一項第二十一号の二の「通貨関連市場デリバティブ取引」とは、通貨を対象とする市場デリバティブ取引であって、法第二条第二十一項第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同号イに掲げる取引又は同号ロに掲げる取引（同項第一号又は第二号に掲げる取引に係るものに限る。）であるものに限る。）をいう。

4　第一項第二十一号の二の「通貨関連店頭デリバティブ取引」とは、通貨を対象とする店頭デリバティブ取引であって、法第二条第二十二項第一号若しくは第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第一号、第二号又は第三号イに掲げる取引であるものに限る。）をいう。

5　第一項第二十一号の二の「通貨関連外国市場デリバティブ取引」とは、外国市場デリバティブ取引であって、第三項に規定する通貨関連市場デリバティブ取引と類似の取引をいう。

第百四十三条第一項中「次に掲げる方法」を「次の各号に掲げるデリバティブ取引等（有価証券関連デリバティブ取引等に該当するものを除く。）の区分に応じ、当該各号に定める方法」に改め、同条第一号から第四号までを次のように改める。

一　通貨関連デリバティブ取引等　信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託

二　前号に掲げるデリバティブ取引等以外のもの　次に掲げる方法

イ　銀行、協同組織金融機関又は株式会社商工組合中央金庫への預金又は貯金（当該保証金であることがその名義により明らかなものに限る。）

ロ　信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんのあるもの又は信託会社若しくは信託業務を営む金融機関への金銭信託で信託財産が安全に運用されるもの（当該保証金であることがその名義により明らかなものに限る。）